

令和8年度 県立長岡向陵高等学校 部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善利用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、生涯教育の一環として身体や精神の健康の維持を図るため、楽しみながら活動する面との両立を図る。

2 本年度の部活動

- (1) 本年度設置する部活動について

「運動部」野球・サッカー・テニス(男女)・ソフトテニス・バドミントン(男女)・
バスケットボール(男女)・バレーボール(男女)・卓球・陸上競技・弓道
「文化部」演劇・吹奏楽・合唱・英語・美術・総合文化(書道・園芸・茶道)

- (2) 活動時間及び日数について

- ① 活動時間について

- ・学期中 平日2時間程度 週休日等 3時間程度(練習試合や大会等を除く)
- ・長期休業中 平日・週休日等 3時間程度(練習試合や大会等を除く)

- ② 休養日について

- ・平日1日以上、週休日等1日以上の週2日を原則とするが、大会等がある場合で計画を変更する場合は校長の許可を受ける。
- ・年間100日以上、うち週休日等に50日以上の休養日を設ける。
※「R8部活動年間活動計画」による。

- ③ その他

- ・定期考査1週間前(土日含む)は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・平日の休養日の変更はその週の中で補うことを原則とし、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。
- ・グラウンド等が使えない12月以降、活動場所を配置する都合上、休養日の設定の変更を行う。

- (3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下に該当するものとする。

- ① 高体連・高野連・高文連主催、共催、後援の大会とする。
- ② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める(ただし、生徒の健康面、学習面には十分配慮する)。

3 部活動運営について

- (1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。体罰等には、暴力的な言動、スクールセクシャルハラスメント等の不適切な指導を含む。

- (2) 保護者等の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日等を明確にし、保護者等に示す。また、活動費等を徴収した場合は保護者に対し会計報告を行う。